

## 函館市農地集積促進交付金事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する「農地中間管理機構（以下「機構」という。）」に対し、農地を貸し付けた地域および個人に対する農地集積促進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）および機構集積協力金交付事業事務取扱要領（平成27年5月12日付け経営第269号北海道農政部長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、国要綱別表1に定めるところによる。

### (交付対象事業)

第3条 この要綱において交付金の対象となる事業は、国要綱第3の2に掲げる次の事業とする。

- (1) 地域集積協力金交付事業
- (2) 経営転換協力金交付事業

### (交付の対象および要件)

第4条 交付の対象および要件は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の事業における交付の対象地域は国要綱別記2-1第5の1に定める地域とし、交付の要件は国要綱別記2-1第5の4に定める要件とする。
- (2) 前条第2号の事業における交付の対象となる者は国要綱別記2-1第6の1に定める者とし、交付の要件は国要綱別記2-1第6の2に定める要件とする。

### (交付金の単価等)

第5条 交付金の単価および交付額については、次のとおりとする。

(1) 第3条第1号の事業の交付単価は、国要綱別記2－1第5の4に定める単価とする。

(2) 同条第2号の事業の交付額は、国要綱別記2－1第6の3に定める交付額とする。

(交付金の交付申請)

第6条 交付金の交付申請は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 第3条第1号の事業を行おうとする地域の代表者は、農地集積促進交付金（地域集積協力金）交付申請書（別記第1号様式または別記第2号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(2) 同条第2号の事業を行おうとする者は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれに定める交付申請書に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

ア 農業部門の減少により経営転換する農業者 農地集積促進交付金（経営転換協力金）交付申請書（別記第3号様式）

イ リタイアする農業者および農地の相続人で農業経営を行わない者 農地集積促進交付金（経営転換協力金）交付申請書（別記第4号様式）

(決定の通知)

第7条 市長は、前条により提出された交付申請書の記載内容が交付要件を満たしていることを確認したときは、交付金の交付決定および額の確定を行い、農地集積促進交付金交付決定および額の確定通知書（別記第5号様式）により交付申請者に対し、通知するものとする。

(交付金の請求)

第8条 交付申請者は、前条に規定する交付金の交付決定および額の確定があったときには、農地集積促進交付金交付請求書（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の交付請求書の提出があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(交付金の返還)

第9条 交付金の交付を受けた者は、国要綱別記2－1第6の5の本文または第9の前段に該当する場合にあっては、すでに交付した交付金の全部または一部を返還しなければならない。ただし、国要綱別記2－1第6の5のただし書または第9の後段に該当する場合はこの限りでない。

(関係書類の備付け)

第10条 交付金の交付を受けた者は、当該事業について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておかなければならぬ。

2 前項の書類については、交付金の交付を完了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならぬ。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 農地集積促進交付金（地域集積協力金）交付申請書

函館市長様

農地集積促進交付金（地域集積協力金）の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
 また、下記の記載内容について、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

交付申請者欄	申請年月日		年	月	日	
	フリガナ					
	代表者氏名					
	住所	(〒) 都道府県 市区町村				
	電話		FAX			

## (1) 交付申請地域、農地面積、構成戸数

人・農地プラン作成エリア名	交付申請地域名	構成戸数
		戸

## (2) 対象期間 令和 年 3月 ~ 令和 年 2月

## (3) 機構への貸付農地

地域内の農地面積 A	機構への貸付面積				機構の活用率 F (C-D)/(A-B)	交付対象面積 G C-D-E
	対象期間前の貸付面積 B	対象期間内の貸付面積 C	再貸付面積 D	貸付期間6年末満の農地面積 E		
			D	E		
a	a	a	a	a	a	%

※面積は a単位とし、1a未満は切り捨てる（以下同じ）。

## 【添付書類】

- ・地域から機構へ貸出す農地がわかる地図および一覧表
- ・機構への貸出しを確認できる書類

機構の活用率 F	交付単価
□ 20%超 40%以下	10,000円／10a
□ 40%超 70%以下	16,000円／10a
□ 70%超	22,000円／10a

## (4) 交付対象面積に対する割合（交付要件の確認）

新たに担い手に集積される農地面積 H	転貸前に担い手が耕作していた農地面積 I	転貸後に担い手が耕作する農地面積 K	交付対象面積に占める割合	
			新たに担い手に集積される面積 H/G	転貸前後の担い手の耕作に係る農地の増加面積 (K-I)/G
			%	%
a	a	a		

※いずれも10%以上であること

## (5) 交付申請金額

交付対象面積 G	a	交付単価	円/10a	交付申請金額	円

## (6) 交付金の使途

--	--

## (7) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

## 農地集積促進交付金（地域集積協力金）交付申請書

函館市長様

農地集積促進交付金（地域集積協力金）の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
 また、下記の記載内容について、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

交付申請者欄	申請年月日		年	月	日	
	フリガナ					
	代表者氏名					
	住所	(〒 ) 都道府県 市区町村				
	電話			FAX		

## (1) 交付申請地域、農地面積、構成戸数

人・農地プラン作成エリア名	交付申請地域名	構成戸数
		戸

## (2) 対象期間 令和 年 3月 ~ 令和 年 2月

## (3) 機構への貸付農地

地域内の農地面積 A	機構への貸付面積				機構の活用率 F (C-D)/(A-B)	交付対象面積 G C-D-E
	対象期間前の貸付面積 B	対象期間内の貸付面積 C	再貸付面積 D	貸付期間6年末満の農地面積 E		
a	a	a	a	a	a	% a

※面積はa単位とし、1a未満は切り捨てる（以下同じ）。

## 【添付書類】

- ・地域から機構へ貸出す農地がわかる地図および一覧表
- ・機構への貸出しを確認できる書類

機構の活用率 F	交付単価
□ 40%超 70%以下	5,000円／10a
□ 70%超	10,000円／10a

## (4) 担い手が耕作する1ha以上の団地面積等（交付要件の確認）

事業実施前		目標年度		増加ポイント K-I	事業実施前 1団地あたりの平均面積 L	目標年度 1団地あたりの平均面積 M	増加割合 M/L
団地面積 H	団地面積の割合 I H/A	団地面積 J	団地面積の割合 K J/A				
a	%	a	%		a	a	倍

※20ポイント以上

※1.5倍以上

## (5) 交付申請金額

交付対象面積 G	a	交付単価	円/10a	交付申請金額	円
----------	---	------	-------	--------	---

## (6) 交付金の使途

--	--

## (7) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

## 農地集積促進交付金（経営転換協力金）交付申請書

函館市長 様

農地集積促進交付金（経営転換協力金）の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得および特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

申請年月日 年 月 日

交付申請者欄	フリガナ			
	氏名			
	住所	(〒 ) 都道府県 市区町村		
	電話	FAX		

## (1) 経営面積

自作地		借地		合計	
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

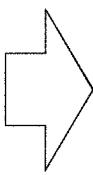
※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含みます。

## (2) 廃止する農業部門

機構への貸付前に経営して  
いた農業部門

## 廃止する農業部門

番号	品目



番号	品目

番号欄には、以下の農業部門の番号を記載して、品目を記入して下さい。

- ①土地利用型作物 ②露地野菜等
- ③施設野菜 ④露地果樹
- ⑤施設果樹 ⑥露地花き
- ⑦施設花き ⑧茶
- ⑨牧草 ⑩サトウキビ
- ⑪その他(上記以外の農業生産部門)

## (3) 交付申請面積および交付申請金額((1)の自作地の内数)

所 在	地 番	地 目	面 積	
			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	
合計面積			m <sup>2</sup>	
交付申請面積(a単位)			a	

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

※ 各筆毎の面積はm<sup>2</sup>単位とし、1m<sup>2</sup>未満は切り捨てて記入してください。

※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。

※ 遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

交付申請金額 円

## (4) 耕作等を続ける農地

自作地		借地		合計	
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

<農業委員会記入欄>

遊休農地の所有の有無	有・無	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明 (※該当しない場合は申請できません。)	<input type="checkbox"/> 該当する
------------	-----	---	-------------------------------

## (5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について

同意する

## 農地集積促進交付金（経営転換協力金）交付申請書

函館市長様

農地集積促進交付金（経営転換協力金）の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得および特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	(〒 ) 都道府県 市区町村			
電話			FAX		

## (1) 経営面積

自作地		借地		合計	
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含みます。

## (2) 交付申請面積および交付申請金額((1)の自作地の内数)

所在	地番	地目	面積		
				m <sup>2</sup>	
				m <sup>2</sup>	
				m <sup>2</sup>	
合計面積				m <sup>2</sup>	
交付申請面積(a単位)			a		交付申請金額 円

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

※ 各筆の面積はm<sup>2</sup>単位とし、1m<sup>2</sup>未満は切り捨てて記入してください。

※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。

※ 遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

## (3) 耕作等を続ける農地

自作地	
	m <sup>2</sup>

※ 耕作等を続ける農地は10a未満である必要があります。(特定農作業委託を行っている農地も自作地に含みます。)

※ 借地や特定農作業受託している農地がある場合には、これらを解除する必要があります。

&lt;農業委員会記入欄&gt;

遊休農地の所有の有無	有・無	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機関への貸し付けの意思を文書で表明(※該当しない場合は申請できません。)	<input type="checkbox"/> 該当する
------------	-----	--	-------------------------------

## (4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

## 個人情報の取扱い

以下の「農地集積促進交付金事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は、「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

### 農地集積促進交付金事業に係る個人情報の取扱いについて

函館市は、農地集積促進交付金事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）」および関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、函館市は、本事業の実施に係る集落等への説明会や北海道および国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 (注1)	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、人・農地問題解決加速化支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、中山間農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等
関係機関 (注2)	国、北海道、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地中間管理機構、農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等

農地集積促進交付金交付決定および額の確定通知書

年　　月　　日

様

函館市長　工　藤　壽　樹　印

年　　月　　日付けで申請のあった農地集積促進交付金については、函館市農地集積促進交付金事業実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり交付金の交付を決定し、その額を確定したので通知する。

記

1 対象事業名 \_\_\_\_\_

2 交付金の額 \_\_\_\_\_ 円

年　月　日

函館市長 工藤壽樹様

請求者 住所

氏名

農地集積促進交付金交付請求書

年　月　日付けで交付決定および額の確定のあった農地集積促進交付金について、函館市農地集積促進交付金事業実施要綱第8条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求額 金\_\_\_\_\_円

2 振込先

振込先	口座種別	口座番号						
銀行	本店	当座						
信用金庫								
信用組合	支店	普通						
労働金庫								
農協	支所							

※ 指定口座は本人名義のものに限ります。

※ ゆうちょ銀行への振り込みは振込用の店名および口座番号を記入してください。

※ 指定口座の内容に誤りがあると振込が遅れる場合もありますので、正確に記載してください。